

# 包括的居住支援について

211020@「医療介護福祉政策研究フォーラム」30分

大月敏雄

東京大学 工学系研究科建築学専攻教授・高齢社会総合研究機構副機構長

# 住宅政策と福祉政策

# 1 明治時代の都市下層と住宅

## (1) スラムの形成と救恤事業

富民	196,670人程
貧民	201,760人程
極貧民	103,470人程
極々貧民	1,800人程
総計	503,700人程

『順立帳』明治元年  
(1868)9月から明治4年  
(1871)12月  
が元ネタらしい

### ●1874 (明治7) 年「恤救(じゅっきゅう)規則」

・都市貧民に限らず全国の貧農に対する救済というのが主眼

・対象

- 極貧にして独身者たる者 → 困窮
- 廃疾者 → 障害
- 70歳以上の重病又は老衰者 → 高齢
- 疾病によって職に就けない者 → 特定疾病
- 13歳以下の幼弱者 → 児童養護

・1908 (明治41) 年大幅改正により、以降実質機能せず

・1931 (昭和6) 年まで

### ●貧民への眼差し

・明治8 (1875) 年 箕浦勝人「貧富論雑纂」

・明治9 (1876) 年 矢野文雄「貧民救助ヲ論ズ」

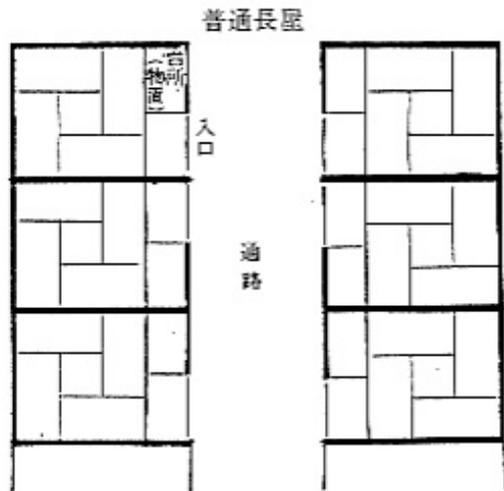
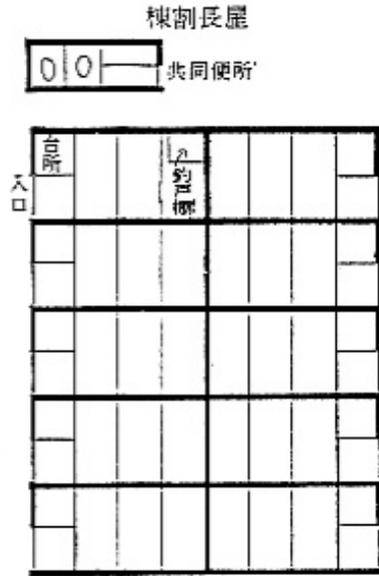
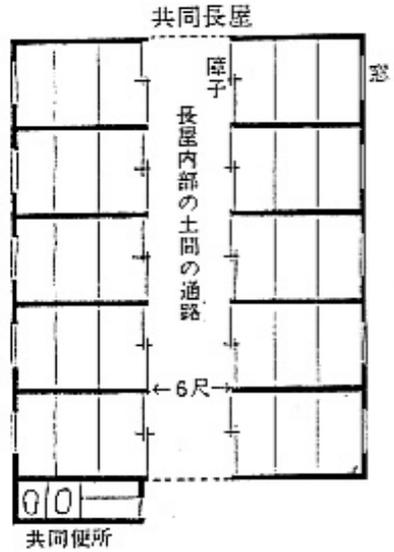
**世に壮健なる貧民を見るに概ね遊惰にして職事を勤めざるものなり**

・明治26 (1893) 年 松原岩五郎「最暗黒の東京」

・明治32 (1899) 年 横山源之助『日本之下層社会』

**貧困層の問題が「労働問題」と関連してとり上げる**

### (3) 普通長屋・棟割長屋・共同長屋の展開



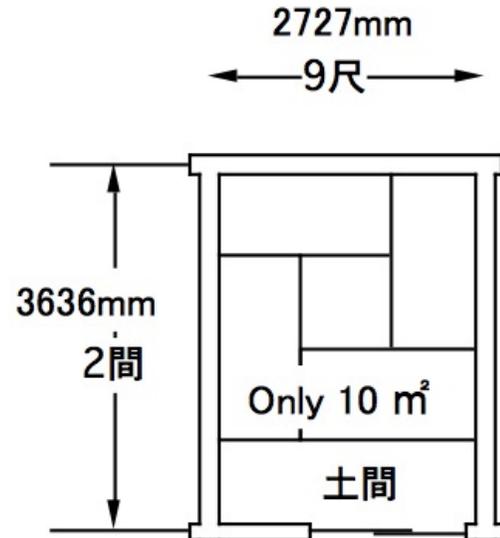
#### ■明治の長屋

坪内逍遙『当世書生気質』1886（明治19）年

・東京には書生と車引きが多かった・書生は下宿（間借り）、車引きは裏長屋

#### ■共同長屋の発明

- ・木賃宿での「別間」の発生
- ・「別間」への、所持持ちの入居、プライバシーの重視
- ・逢い引きの場所としても使われる
- ・明治35（1902）年 本所区花町19番地  
木賃宿経営者であった中井平八  
本所区横川町の空地で、夫婦者のために共同長屋建設



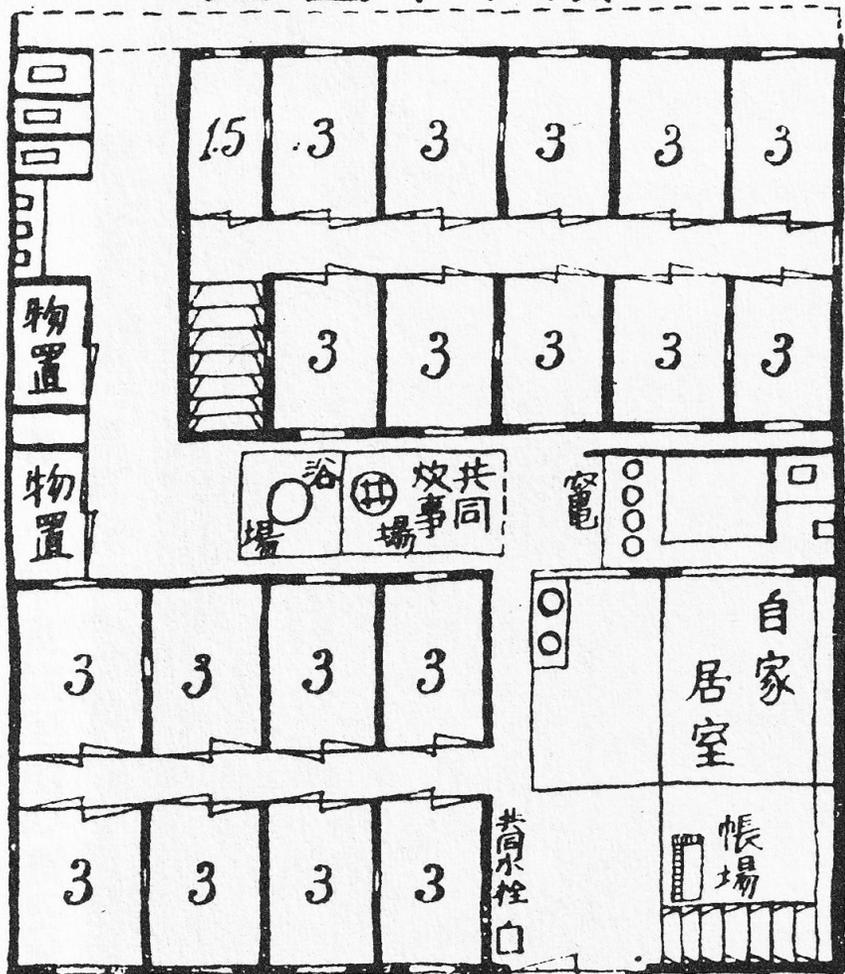
歌川広重「御嶽」『木曾海道六拾九次』1835-37頃(御嶽宿(みたけじゆく)可児郡御嵩町)



旅籠屋(飯付き)と木賃宿(飯無し)

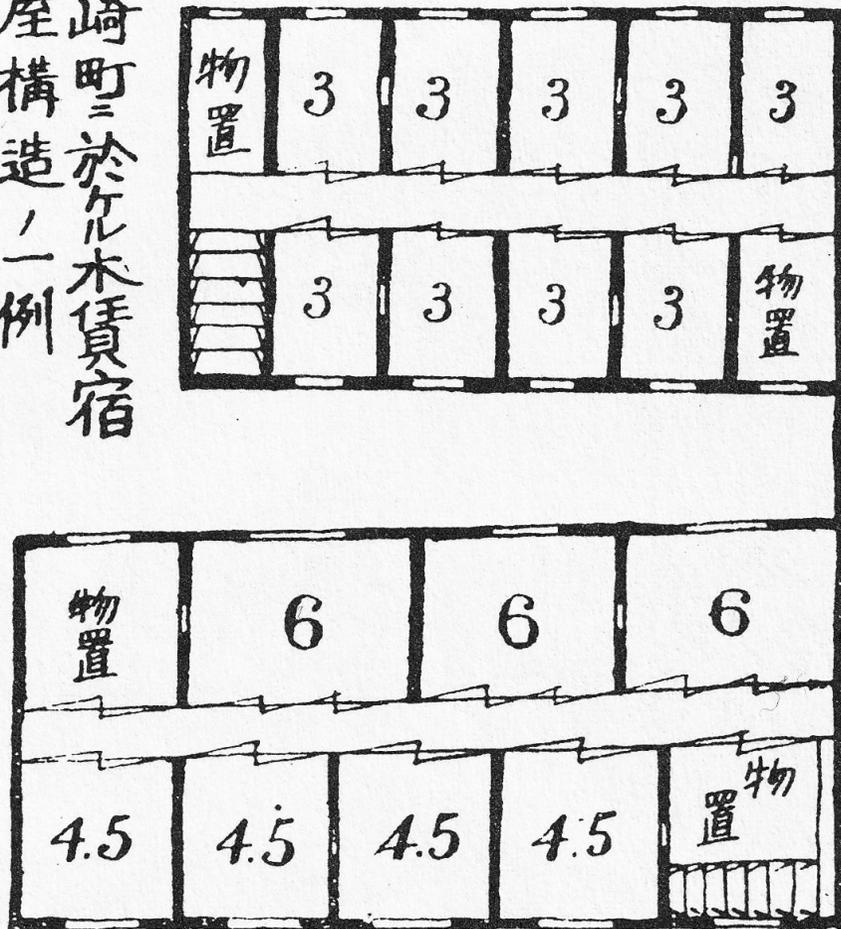
「別間」 家族が要求するプライバシー  
 寝るだけの空間が都市の中で必要とされ始めた  
 職業を得る前の段階 職業を得たら「長屋」へ移る

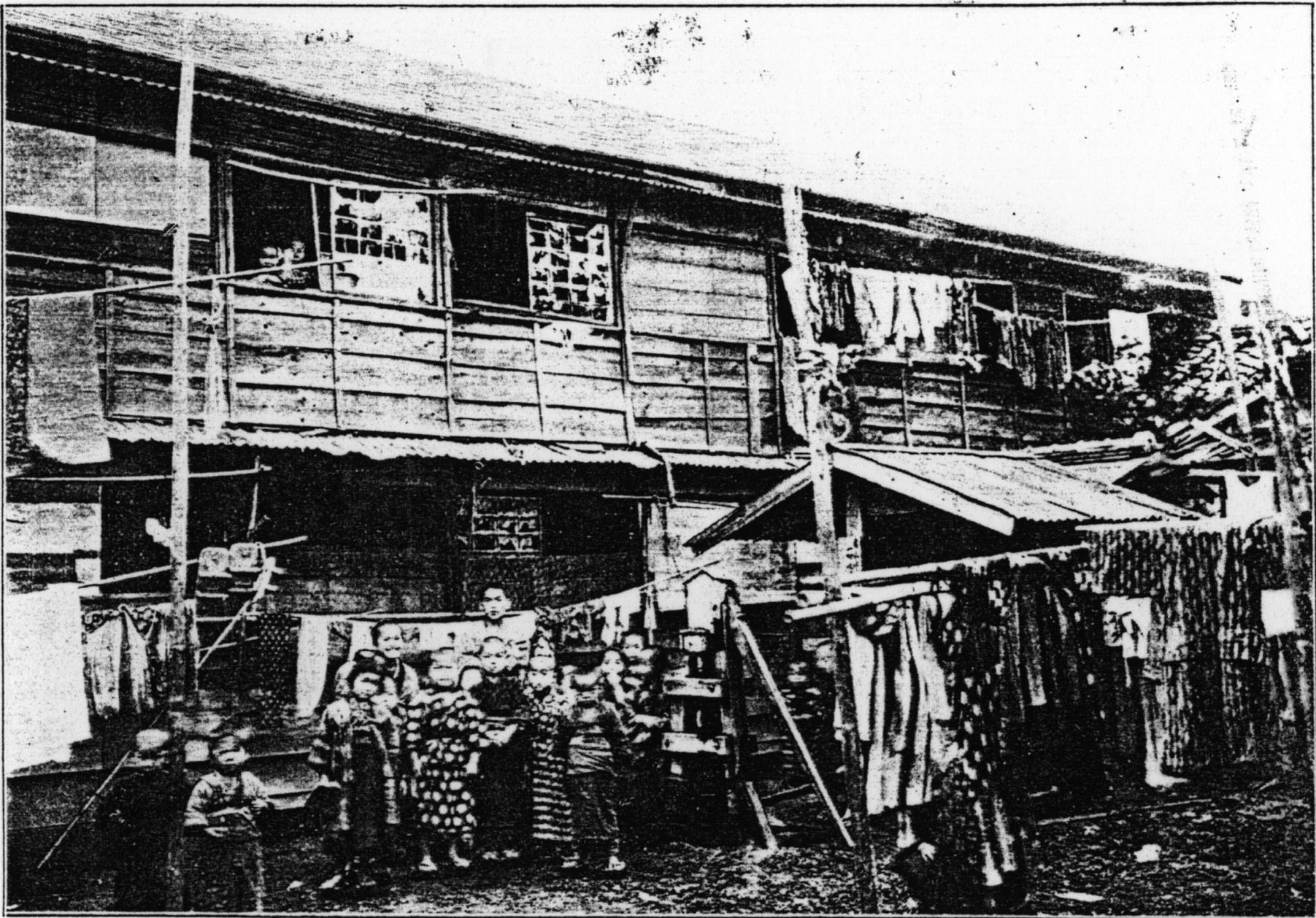
階下平面図



豊崎町ニ於ケル木賃宿  
 家屋構造ノ一例

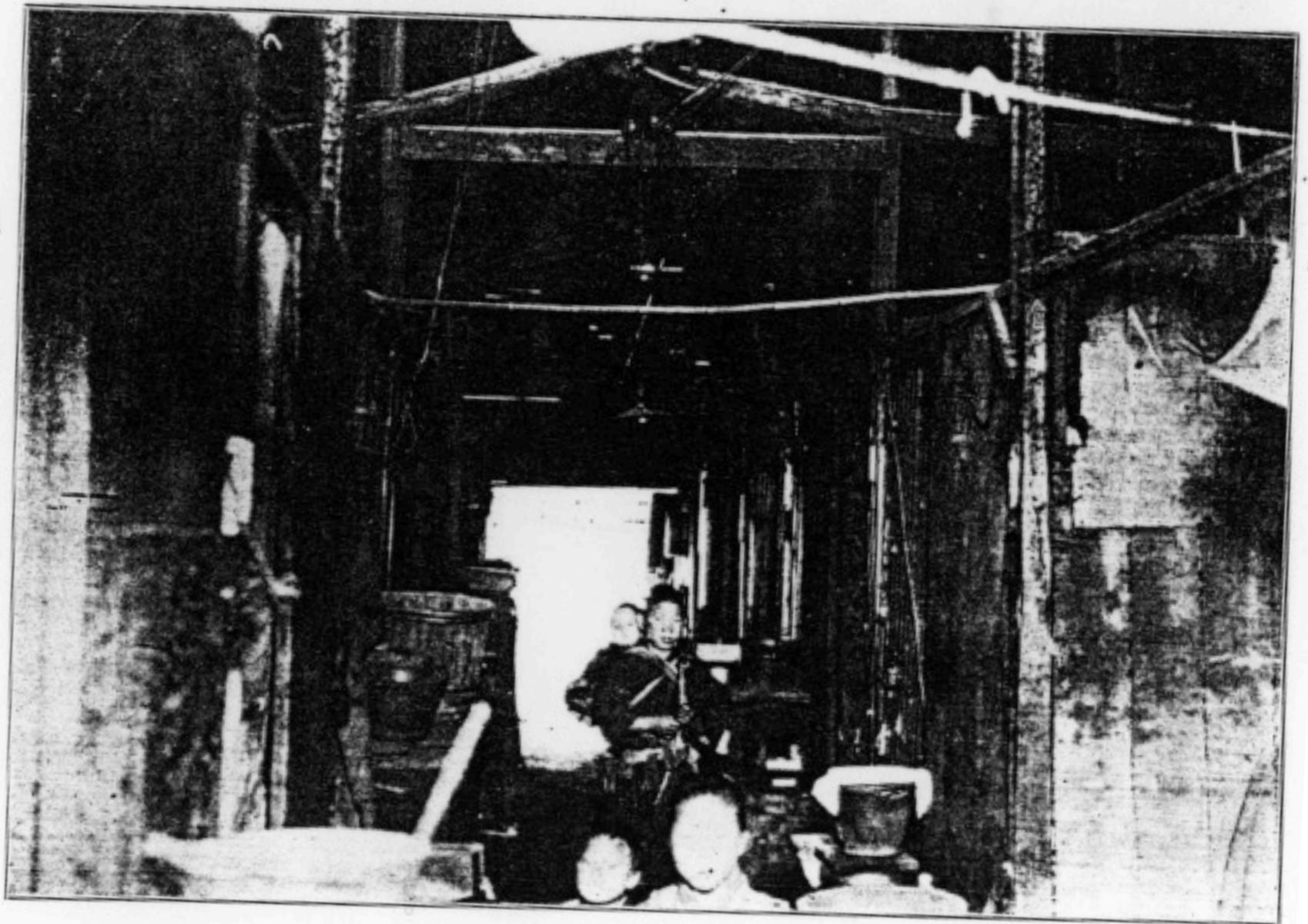
階上平面図





下谷區龍泉寺町共同長屋の外部

二階建にして日掛家賃八錢乃至十錢。之の一棟に現在四十世帯約百五十人の居住者あり。



深川區猿江裏町共同長屋の内部

此の一棟は十戸に分れ各戸は三疊一間、家賃二圓八十錢前後なり。中央は通路にして各戸は其の兩側に相並び尙室内狭きため此處にて炊事をなすもの多し。

**Inside of a Wooden Tenement House in Slum Area in Tokyo, 1921**

## 2 大正時代：社会政策としての住宅政策

### (1) イギリスにおける住宅政策の誕生と公営住宅（ハウジング）



Back to Backs  
棟割長屋



ニューラナーク(1786(天明6)年-)田沼意次解雇の年

ロバート・オウエン工場主に(1800(寛政12年伊能忠敬蝦夷実測)-1825(文政8)異国船打払令)

毛織物工場主によるまちづくり

工場、学校、教会、商店(生協発祥の地)、...

世界遺産



● 慈善団体によるチャリティ・ハウジング

- ・ 1860年代～ ピーボディ財団によるピーボディ・スクウェア
- ・ 1887（明治20）年 オクタビア・ヒルが手がけたレッドクロスコテッジ



レッドクロスコテッジ

ピーボディ・スクウェア

1914大正3年：第一次世界大戦勃発

1915大正4年：

1916大正5年：「住宅改良会（あめりか屋）」

工場法施行（法制定は1911（明治44）年）

対象工場

大正5、6年

「常時15人以上の職工を使用するもの」

住宅問題、都市問題の流行

「事業の性質危険なるもの又は衛生上有害の虞(おそれ)あるもの」

1917大正6年：関西建築協会、ロシア革命

**1918大正7年：日米騒動**

内務省に、救済事業調査会設置 同調査会答申中：「小住宅改良要綱」

「公共団体等による公益住宅の建設」

「建築組合という組織を通じた持家建設」

「従業員住宅（社宅）の奨励」

「不良住宅地の改善」

本建築協会、**1919大正8年：都市計画法・市街地建築物法**、第一次世界大戦終結

「生活改善展覧会（文部省）」

**内務省から「住宅改良助成通牒要綱」（公営住宅の出発）**

1920大正9年：「生活改善同盟会」「文化生活研究会」

1921大正10年：

1922大正11年：平和記念東京博覧会「文化村」東京・上野公園

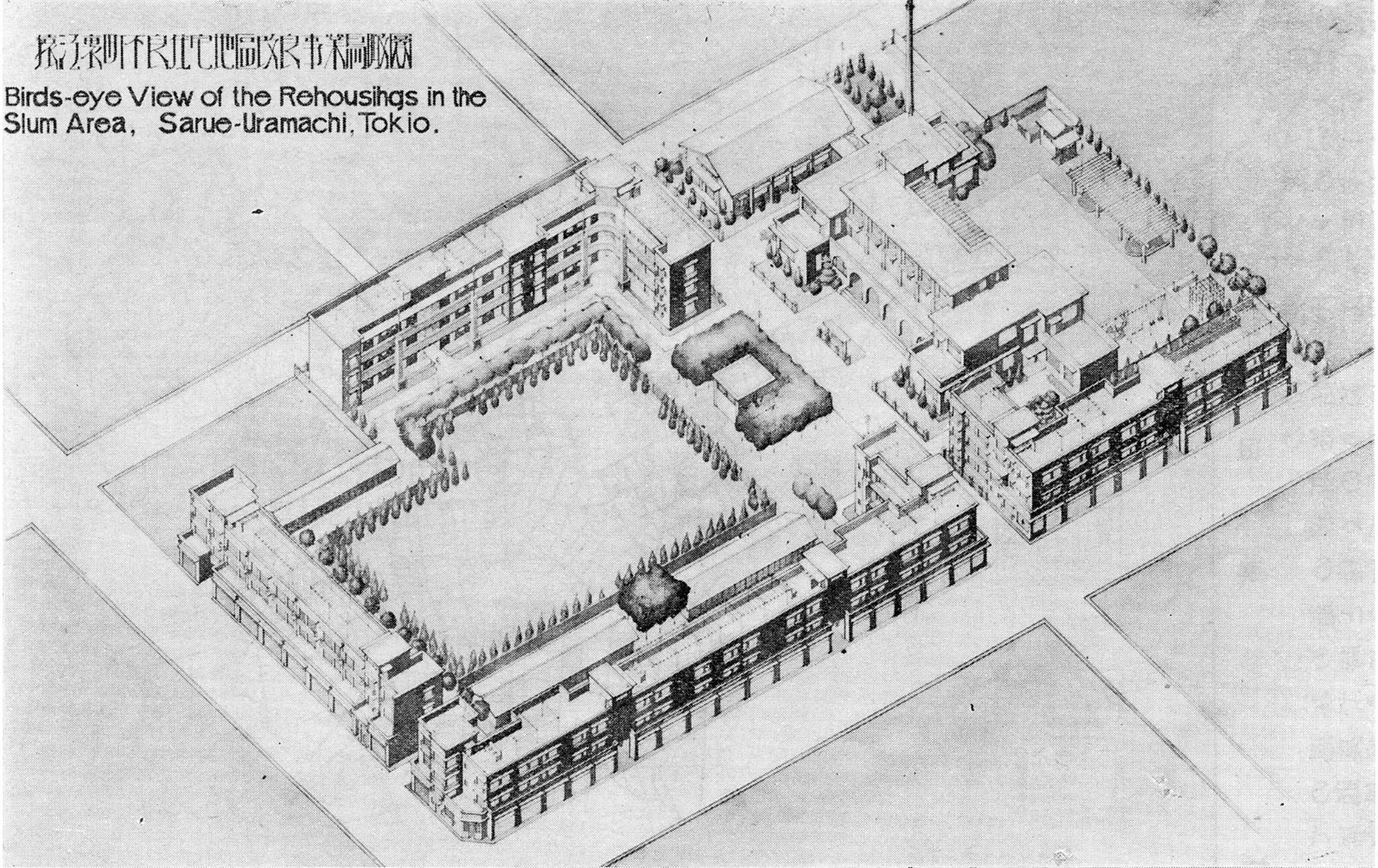
住宅改造博覧会「桜ヶ丘住宅地」箕面市・桜ヶ丘

1923大正12年：関東大震災



猿江裏町不良住宅地区改良事業

Birds-eye View of the Rehousing in the  
Slum Area, Sarue-Uramachi, Tokio.



猿江裏町不良住宅地区改良事業

### 3 昭和時代：戦時社会主義と住宅計画 (1) 戦中・戦後の公的住宅供給の枠組み

昭和12年 日中戦争

鉄鋼工作物製造許可規則

昭和13年 内務省から厚生省独立

昭和14年 第一期労務者住宅供給三カ年計画

地代家賃統制令

木造建物建築統制規則

厚生省社会局に住宅課設立 → (現)国土交通省 住宅局

昭和16年 住宅営団発足

労務者住宅等の建設供給

30万戸の住宅建設計画(5年間の日本の建設量の20%)

早急・大量・省資源化が前提

型計画・大量生産の必要

同潤会の吸収

戦時中最大の住宅供給組織

木造戸建て・長屋建て・賃貸・分譲

# 住宅営団の基準平面図

図1 基準平面図の代表的プラン

	7.5坪級	9坪級	12坪級	15坪級	18坪級	21坪級	24坪級
住宅間取標準図案 昭和15年	<p>丙6型 1階10.75坪2階7.5坪 立体4戸建 同型…他2戸(計3戸)</p>	<p>丙5型 11坪 平屋2戸建 同型…他1戸(計2戸)</p>	<p>乙4型 13.23坪 平屋戸建・2戸建 同型…他1戸(計2戸)</p>	<p>乙3型 15.08坪 平屋戸建 同型…他2戸(計3戸)</p>	<p>甲2型 17.75坪 平屋戸建 同型…他2戸(計3戸)</p>	<p>甲1型 22.2坪 平屋戸建 同型…他2戸(計3戸)</p>	<p>特型 25.5坪 2階戸建 計1戸</p>
標準平面図集 昭和16年		<p>い号型 8.75坪 平屋2・4戸建 他6戸(計7戸)</p>	<p>ろ号型 12.125坪 平屋2・4戸建 他5戸(計6戸)</p>	<p>は号型 15坪 1・2・4戸建 他2戸(計3戸)</p>	<p>に号型 17.25坪 平屋1・2・4戸建 他6戸(計7戸)</p>	<p>ほ号型 21.5坪 平屋戸建 他6戸(計7戸)</p>	<p>へ号型 26坪 2階戸建 他2戸(計3戸)</p>
特別住宅平面図 昭和17年	<p>特別1号型 7.5坪 平屋4戸建 他1戸(計2戸)</p>	<p>特別2号型 9坪 平屋2戸建 他1戸(計2戸)</p>	<p>特別3号型 12坪 平屋2戸建(1戸建) 計1戸</p>	<p>*住宅間取標準図案；規模別に特型及び甲・乙・丙型の4種類で、標準平面図案17案、その他同規模系列の参考平面図が18案からなる。参考平面図は標準平面図を基準に新しい提案(椅子座式等)を若干含むものとなっているが、それ以外特に際立った相違点はない。</p> <p>*標準平面図；内田文庫に収録されているものを参考。標準平面図全33案、参考平面図29案からなる。住宅営団初の規格平面図集であり、前「住宅間取平面図」の影響を非常に受けている。</p> <p>*特別住宅平面図；「標準平面図」同様内田文庫収録資料を参考。戦時体制の悪化に伴い、事業計画の変更を余儀なくされた時に作成された平面図であり、それまでとは違い、極小住宅のみの規格である。</p> <p>*臨時日本標準規格；「建築雑誌」702号(1943.9)に掲載された図面参考。単線図面のため、開口部等の建具は前平面規格より推測したものである。甲・乙号合わせて10案からなる。甲号と乙号の間取りは殆ど同様であり、室数に若干の差異がある。また、甲号がメートル整数値(メートル真々)を用いているのに対し、乙号は田舎間(柱真々3尺)による尺間制を用いている。</p>			
臨時日本標準規格 昭和18年	<p>甲2号型 7.5坪 平屋4戸建 同型…乙2号型</p>	<p>甲3号型 平屋2戸建 同型…乙3号型</p>	<p>甲4号型 平屋2戸建 同型…乙4号型</p>	<p>甲5号型 平屋戸建 同型…乙5号型</p>			

## (2) 必要住宅戸数建設に特化した縦割り行政

1945年 8月 終戦

420万戸の住宅不足

9月 応急簡易住宅30万戸建設計画（住宅営団・地方公共団体）越冬住宅（6.25坪）

11月 戦災復興院設置（既存建物の住宅転用、余裕住宅開放）バス住宅・汽車住宅

**住宅政策業務一部戦災復興院へ**

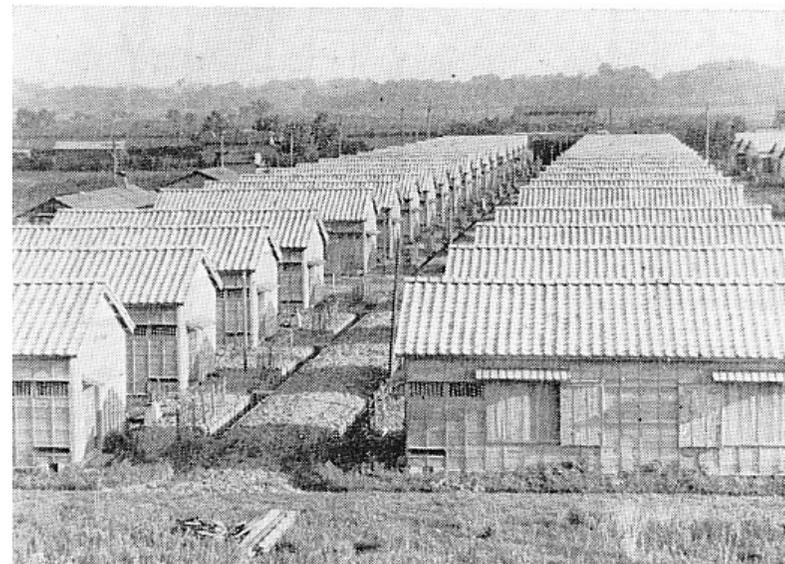
1948年 1月 建設院設置（戦災復興院引き継ぐ）

7月 建設省設置

**住宅政策が住宅局へ 福祉は厚生省のまま**



応急簡易住宅（6,25坪主流）



戦時中までは、**①住宅政策≒社会政策（経済的社会政策）** 住宅政策の転換

## ■日本の住宅政策三本柱

- 1.住宅金融公庫（S25）1950 土地はあるが現金のない人へ
  - 2.公営住宅（S26）1951 通常の家賃も払えない人へ
  - 3.住宅公団（S30）1955 所得はあるが適切な貸家のない都市住民へ
- 2.3で→5%程度

## ■量の達成から質の達成（住宅政策の変質）

### **②住宅政策≒建設政策 最低限の質をもつ住宅**

- ・1966年 住宅建設計画法（計画に乗った建設に補助金）
- ・1973年 数の上で住宅不足解消
- ・1970年頃 居住水準（面積）導入 住宅産業（経済）視点導入  
（バブルの終わり頃には広さは追求されなくなる）

### **③住宅政策≒経済政策 or 経済政策 ⊃ 住宅政策**

1970-2000頃：住宅産業育成	関連産業の育成
2000-：住宅設備育成（住設備化）	関連産業の多様化

## ■縦割りの弊害

- ・1995年 東日本大震災の仮設住宅
- ・2000くらい SOHOの話



# 住宅建設政策 から 居住政策へ

1966年 住宅建設計画法(誰が何戸建てるか)

1972年 戦争による住宅不足解消 住宅産業台頭  
(それでも公共住宅5%)

1990年代 公共事業批判 公共住宅の大幅圧縮 ネオリベリズム台頭

2006年 住生活基本法(誰にどのように住んでもらうか)

住まいは、自由市場で見つける+セーフティネット構築

2007年 住宅セーフティネット法「住宅確保要配慮者」

低収入者／災害被災者／高齢者／障害者／子育て者／外国人／中国残孤児等／  
被児童虐待者／ハンセン病療養所入所者等／DV被害者／北朝鮮拉致被害者等／  
犯罪被害者等v犯罪者で保護観察中の者／生活困窮者自立支援対象者 →受け

入れ住宅の確保

セーフティネット住宅の登録(民間賃貸住宅)

安心居住推進課、居住支援協議会、居住支援法人

ソフトとハードの同時提供を目指す

でも、「縦割りの時代が長すぎた(70年間)」

**包括的居住支援に向けて**

# 1) 支援対象の包括性

## <社会背景>

- ・ マジョリティのマイナー化、マイノリティのメジャー化
  - ・ 超高齢社会で起きること（超マイノリティであった人々のメジャー化）
    - ・ 要介護者数、認知症者数の増大
  - ・ 離婚（1/3カップルが経験）の増加 標準家族のマイノリティ化
- ・ 不確実性の増大
  - ・ 経済的不確実性
    - ・ 明日、自分が、家族が、どうなるかわからない 社会になってきた
    - ・ ロスジェネ（軌道から外れたら戻れない仕組み）
  - ・ 自然災害の確率増大
    - ・ 自然災害・疫病災害
  - ・ 社会保障の縮小
    - ・ 会社倒産・派遣→即路上
    - ・ 事故→即路上
    - ・ 思わず犯罪者となる→出所後即路上
- ・ 新たに認知される存在
  - ・ 障害者の社会参加（バリアフリーからユニバーサルデザインへ、ノーマライゼーション）
  - ・ LGBT

## < 包括的でない現象 >

- ・ 【者別】の厚労省   【建物別】の国交省
- ・ 制度の境目で落ちる人：児童養護施設退所者（事例）
- ・ 住宅セーフティネット法「住宅確保要配慮者」それ以外の方  
災害被災者→災害救助法（厚労省所管から内閣府所管へ）  
生活困窮者自立支援対象者（ホームレス）  
外国人 悲惨な外国人研修生  
中国残孤児等  
北朝鮮拉致被害者等  
犯罪被害者等犯罪者で保護観察中の者

## LGBT

## < 包括的な現象 >

ネットカフェ難民、被災者、技能実習生、高齢化した中国残留法人等

# 者別の厚労省 建物別の国交省 困り方別ではない 地域のことは考えてない

## 住宅確保要配慮者等に対する居住支援施策（見取り図）（案）

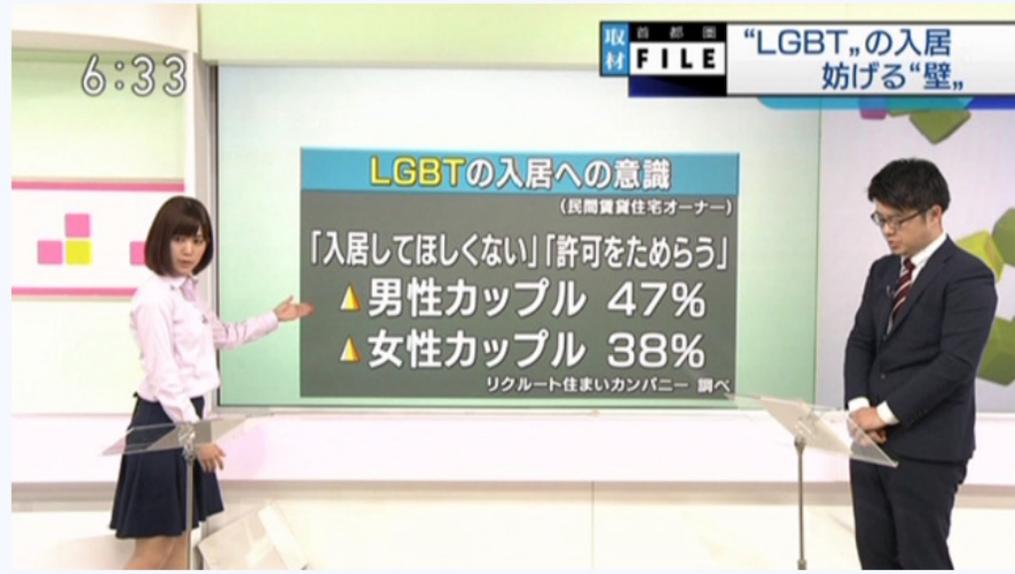
住宅確保要配慮者等に対する効果的な居住支援の実現に向けては、①居住支援協議会が関係者の連携ネットワークを構築しつつ、②ハード面の供給、③連帯保証人・緊急連絡先の確保、④入居支援等、⑤生活支援の提供、の5本柱で進めていくことが必要。

対象者 支援施策	低所得者 (生活保護受給者含む)	高齢者	障害者	子育て世帯 (ひとり親 多子世帯)	DV被害者	児童養護施設 退所者
関係者の連携	居住支援協議会（基礎自治体レベルの活動の充実）★					
ハード面の供給	保護施設★ 無料低額宿泊所等	特別養護老人ホーム★ 認知症高齢者グループホーム★ 護老人ホーム★ 軽費老人ホーム★ 有 料老人ホーム★ サービス付き高齢者向け住宅★	障害者グループホーム (共同生活援助を行う場)★ (※2) 福祉ホーム★		婦人保護施設● 婦人相談所一時保護施設● 母子生活支援施設★	
連帯保証人・緊急 連絡先の確保	公的賃貸住宅（公営住宅・地域優良賃貸住宅等）★ 民間賃貸住宅（新たな住宅セーフティネット制度）：①登録住宅（入居拒否しない住宅）★、②専用住宅（改修費補助・低所得者の家賃低廉化）★【新設】(※1) 居住支援法人（新たな住宅セーフティネット制度）：①居住支援法人による家賃債務保証●、②住宅金融支援機構による家賃債務保証保険【新設】(※1) 家賃債務保証会社（民間）：①一定の要件を満たす家賃債務保証会社を登録★、②住宅金融支援機構による家賃債務保証保険【新設】(※1)					
入居支援等 (相談、住宅情報、契約 サポート コーディネー ト)	社会的養護自立支援事業（仮称）★ (ひとり親及びDV被害者は、母子生活支援施設や婦人保護施設等の施設退所者に限る) 居住支援協議会★、居住支援法人（新たな住宅セーフティネット制度）【新設】(※1)					
生活支援 の提供	居住の安定確保支援事業 (生活保護受給者)★ 保護施設★ 一部の無料低額宿泊所等	地域支援事業▲ (高齢者の安心な住まいの確 保に資する事業) (介護予防・日常生活支援総合 事業) 介護保険サービス▲	地域移行支援▲ 地域生活支援事業 (居住サポート事業等)★ 障害福祉サービス等 (居宅介護・地域定着支援等) ▲	母子・父子自立支援員★ ひとり親家庭等日常 生活支援事業★ ひとり親家庭等生 活向上事業★	婦人保護事業★	社会的養 護自立支 援事業 (仮称)★ 児童養護 施設退所 者等に対 する自立 支援資金貸 付事業●
	日常生活自立支援事業					
	(※1) 新たな住宅セーフティネット制度については、関連法案を平成29年2月3日に閣議決定、4月26日に公布。 (※2) 課題である障害者の高齢化・重度化に対応するため、重度障害者に対応したグループホームを創設予定（H30年度～） (※3) 高齢者向けの施策として、上記のほか「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」により、①住まいの確保支援、②入居支援及び生活支援を実施（H26～）					

【施策】 実際の措置等】

国交省 ☆: 国  
 厚労省 ★: 都道府県、市町村  
 : 共管 ▲: 市町村

20



2017年2月15日 NHK首都圏ネットワーク  
どうする“L G B T”の住まい確保

**“家族ではない”と男性2人での入居を断られる**

男性2人で入居したいと不動産会社に申し出たところ、“家族ではない”として、相次いで断られたのです。

**“部屋を汚されそう”“周囲の住民とトラブルになるのではないか”**いわれのない理由も挙げられ、下見すらさせてもらえませんでした。

**須藤啓光さん**（不動産コンサルタント）「L G B Tだからマイナスなイメージというのは、漠然としたイメージだけであって、それが払拭できれば問題なく普通に貸したいと思うんですね。勤務先や収入に加えて、**ふだんの生活ぶりや人柄などに至るまで、きめ細かく聞き取ります。その内容を紹介状にまとめて、物件の管理会社やオーナーに渡します。**

当初は入居を拒否していた相手が紹介状を読み、受け入れたケースも出ているといいます。

**棚村政行教授**（早稲田大学法学部）「差別をしている業者に対して、それを**指導・勧告・警告**していくことは、**行政としてできる**と思います。」

**株式会社リクルート住まいカンパニー 『SUUMO』 賃貸物件情報に「LGBTフレンドリー」を含む特徴項目を追加 2017年2月24日**

# 【児童養護施設退所者 新聞販売店、住居、食堂】 NPO四つ葉のクローバー(滋賀県守山市)



児童養護施設退所者のためのシェアハウス  
他の法人では、一人暮らしの訓練のため、  
施設内の一人暮らし訓練用住居に「慣らし住み」

# 一般社団法人Omusubi（宮城県気仙沼市）地域おこし協力隊・保育士・建築士



空き家  
→託児所、女性単身シェアハウス、お母さんの居場所

福祉  
居場所  
シェアハウス



**一時預かり専門託児所**

ちょっとだけ...  
**子どもを預けたい!**

休みのない子育てに疲れたり、ひとりになりたい時ってありますよね。どんな理由でも大切なお子さんをお預かりします。

<b>営業日</b>	<b>営業時間</b>	<b>対象年齢</b>	<b>利用料金</b>
日・月・木・金 (定休日：水・土)	9:30 ～15:30	生後3ヶ月～ 3歳の誕生日	30分 350円～

**火曜日は無料開放日!**  
実際の託児室にて親子で遊べます。  
(※年齢制限なし、予約不要)

事前登録不要・当日予約OK・リフレッシュ目的大歓迎!  
病院、歯医者、美容院、参観日、役所手続き、急な仕事、夫婦の時間を作るためなど、理由は問いません。まずは開放日遊びにくるのもOK!

**ご予約方法**

お電話またはWEBの予約フォームよりご予約ください。

**070-4818-1698**  
(日・月・火・木・金 9:20-15:30)  
<https://www.omusubi.com>

QRコード

※1日後～20日後までの予約を受け付けます。  
※当日予約は電話にて空き状況をご確認ください。  
※入会金、キャンセル料はありません。

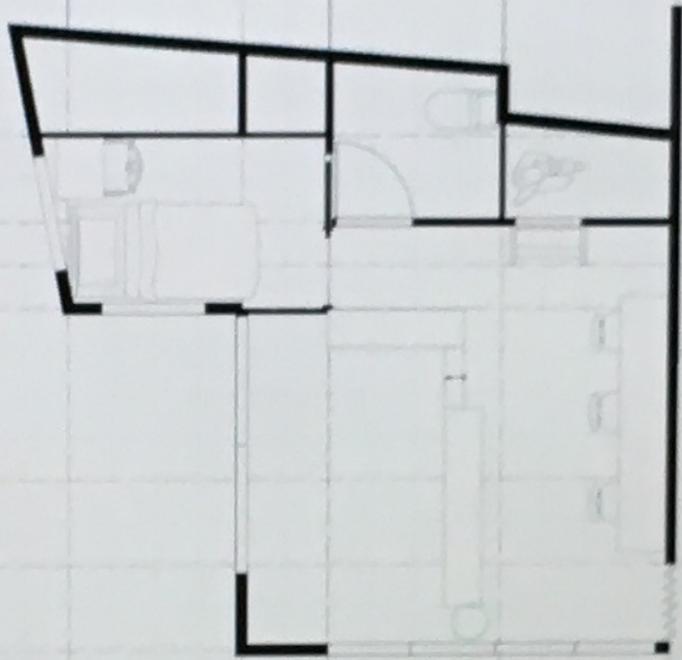
※当日37.5度以上や感染症の疑いがある場合は、お預かりいたしません。

**子育てシェアスペース Omusubi**

〒988-0085  
気仙沼市三日町1-2-5

近所案内：旧七十七銀行、ミナトタクト、市役所、気仙沼駅、気仙沼港

コンセプト：「ひとりにならない、ひとりになれる」



自分のために時間を使うことに対して罪悪感を持っているママたちの居場所  
託児所に来たママが一人になれるほっこりスペースを準備中（極小個室2室）  
昼寝・ボーッとする・ビデオを見る・・・

## 2) 支援方法の包括性

### < 包括的でない現象 >

- ・ 公営住宅の入居

### < 包括的な現象 >

Houseの回復からHomeの回復へ

住居確保と生活支援の連続性

地域社会との接続／家族機能の代替的回復

**事例** 出所者を受け入れるNPO プロミス  
那覇

住+職（食堂、ステーキハウス）  
+（精神の安定）なくなったあとも

宗教色を排除する日本の特性



多様な手段の組合せ

地域の引越しをマネジメントするためのビジネス構築  
自宅

老夫婦  
子（障害）

このまま年老いて  
子供の面倒を見れなくなったらどうしよう



賃貸

近くの  
訪問看護ステー  
ション

賃借（サブリース）  
子（障害）

自立生活の訓練  
近くから訪問介護

家賃収入で（いざとなったら現金化）コンパクトな家に住み替え

賃借（サブリース）  
老夫婦

【課題】

- ・サブリースの法的整備  
自治体の協力
- ・低家賃



### 3) 地域空間の包括性

#### < 社会背景 >

- ・ 開発住宅地の機能限界
  - ・ ニュータウン：軌道に乗った人のために作られた  
人生の多様性に対応していない  
多機能化が必要
- ・ 地域で最後まで入れるようにする（本当の地域包括ケアシステムは、適切な引っ越しができるような地域でないといけない）  
Aging in Place, Aging in Community

#### < 包括的でない現象 >

#### < 包括的な現象 >

事例

# 昭和40年代からの憧れの風景 ニュータウンの弱点



用途純化(都市計画法)

商業用途、工業用途の排除

弱者の排除・施設入所措置推進

Not In My Back Yard(NYMBY)

弱者を見たことがない

自分が弱者になることを考えていない





横浜市で、**障害のある人のグループホームの開設をめぐり、住民から反対の声があがっている**ことから、ホームの事業者が24日、「**根拠のない差別によるものだ**」として、市に解決に向けた調整を求める申し立てを行いました。

グループホームの開設を予定しているのは横浜市都筑区の事業者「モアナケア」で、**精神障害のある人たちが10人暮らせるホーム、2棟の建設**を都筑区内で進めています。

## 障害者グループホーム反対は「差別」市に調整申し立て 横浜 NHKニュース2019.5.24

2019年5月24日 21時01分

代理人の弁護士によりますと、先月の開設を目指していたところ、**地域の住民から反対の声が上がり、予定地に「運営反対」などののぼりが立てられたほか、600人以上の署名が市に提出され、横浜市は利用者の安全の観点から事業者に再検討を求め、開設はいったん延期された**ということです。

こうした中、事業者側は24日、「**反対の動きは根拠のない差別感情や偏見によるものだ**」として、障害者差別解消法に基づく条例に沿って、市に対し解決に向けた調整を求める申し立てを行いました。

障害者差別解消法の付帯決議では、**グループホームなどの認可に住民の同意を求める必要がない**ことなど、理解を得るための啓発活動を行うことを自治体に明示しており、代理人の池原毅和弁護士は「**近くで生活することで偏見が解消されることも多い**ので、市は積極的に住民理解の促進に努めてもらいたい」と話していました。



事例

# 東村山富士見町住宅管理組合（東京都東村山市）

地域を作り変える【機能挿入】

NPO法人一期一会 戸建住宅を建て替えて小規模多機能へ



## 特定非営利活動法人南市岡地域活動協議会（大阪市港区、西区等）区職員・コミュニティ協会

老人憩の家  
南市岡会館  
居住支援  
福祉  
ビジネス

- ・40年前地域のコミュニティ活動（運動会の開催など）の実績をもとに協議会が結成
- ・運営費の75%補助、25%自主事業（委託業務・朝市等）で収益
- ・補助金事業、委託事業、**居住支援事業**、障害者福祉サービス事業、地域サロン事業を行っている。
- ・**居住支援事業（住みサポ）**：住宅を借りられない高齢者や障害者や外国人等に住宅を「斡旋」
- ・児童養護施設退所者の「保証人引受け」、さらに区の承認のもとでサブリース事業を行う。
- ・貸し手である賃貸事業者の安心感を醸成するとともに、差額は将来の残存物等の処分費として予定。



## 4) 地域ビジネスとしての包括性

居住支援の「つくる」機能・プロセスへの注目

大家さんも「受益者」である関係性

地域のビジネス（なりわい）として捉える

<包括的でない現象>

<包括的な現象>

- ・ 異業種との連携（福祉事業所＋不動産業）
- ・ 抱樸を始めとする新たなビジネスのための取り組み

# 【生活支援(ホームレス)】NPOほっとプラス(さいたま市)

アパート1棟貸し  
心ある不動産屋さんが  
探してくれる

**【異業種との連携】**

小さいけどビジネスになる  
でかく設けない、という人もいる  
けど、あまり出会っていない

居住支援＝  
人を助ける人と  
ハコを動かす人が  
協働すること  
餅は餅屋でいいから助け合おう

